解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十二月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

宮崎県延岡市愛宕町二丁目二七七番地一

医療法人社団有和会

清算人　岩田　典子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年十二月二十二日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

東京都練馬区東大泉一丁目三二番二号

大泉学園駅北口地区市街地再開発組合

代表清算人　加藤　忠弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年六月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、平成二十八年十二月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

大阪府枚方市岡東町一二番一―四一〇号

医療法人林耳鼻咽喉科

清算人　林　　律

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十二月七日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

大阪市東成区中本五丁目一一番三〇号

宗教法人浄願寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第三回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月六日

奈良市田中町五九九番地の一

未來人道教教会本部

清算人　奥田　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜字橋本一八番地、最後の住所不明　被相続人　亡　佐川　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月六日

事務所福島県いわき市平字三町目一二番地

英ビル二階國井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　國井　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区千城台東四丁目一一番地一三、最後の住所千葉市若葉区千城台東四丁目一一番一三号　被相続人　亡　栗田　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月六日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番七号中央スカイビル八階　藤代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤代　浩則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中央三丁目三四番地四、最後の住所千葉市若葉区中野町一八七二番地グループホーム緑彩苑

被相続人　亡　神田　　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル六階渚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野口　泰三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市青葉区美しが丘四丁目二一番地八、最後の住所横浜市青葉区大場町九七八番地七　被相続人　亡　保科　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月六日

横浜市中区太田町一丁目九番地神奈川県興業ビル四階

相続財産管理人　弁護士　髙橋　瑞穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市扇町一四六番地、最後の住所石川県金沢市富樫三丁目七番五号

被相続人　亡　吉田　純教

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月六日

石川県金沢市南町四番六〇号金沢大同生命ビル六階　瀧沢総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀧沢　明継

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市下石田二丁目二四番、最後の住所山梨県甲府市下石田二丁目二四番一六号ラフィーネ甲府二〇六号

被相続人　亡　竹内　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月六日

山梨県甲府市相生一丁目三番一一号ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　徹

第２期決算公告

平成29年1月6日

千葉県香取市佐原イ403番地1

彩都デザイン株式会社

代表取締役　石川　浩史

貸借対照表の要旨

（平成28年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,399
	固定資産	18,724
	合計	41,123
負債及び純資産の部	流動負債	924
	固定負債	15,000
	株主資本	25,199
	資本金	43,600
	利益剰余金	△18,401
	その他利益剰余金	△18,401
	（うち当期純損失）	(16,558)
	合計	41,123

平成28年９月期決算公告

平成29年2月6日

長野県千曲市大字鋳物師屋75番地の５

サクラ精機株式会社

代表取締役会長　松本　謙一

貸借対照表の要旨（平成28年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,744
	固定資産	5,562
	合計	14,306
負債及び純資産の部	流動負債	6,808
	固定負債	5,825
	株主資本	1,672
	資本金	498
	資本剰余金	401
	利益剰余金	772
	利益準備金	74
	その他利益剰余金	698
	（うち当期純利益）	(137)
	合計	14,306

第８期決算公告

平成29年2月6日

東京都中央区日本橋本町三丁目１番９号

サクラグローバルホールディング株式会社

代表取締役　松本　謙一

貸借対照表の要旨（平成28年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,570
	固定資産	11,655
	合計	16,225
負債及び純資産の部	流動負債	4,660
	固定負債	5,323
	株主資本	6,241
	資本金	90
	資本剰余金	5,037
	利益剰余金	1,400
	その他利益剰余金	1,400
	（うち当期純利益）	(308)
	自己株式	△285
	合計	16,225